

独立行政法人農業者年金基金における
温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画

平成29年5月10日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）（政府実行計画）及び「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成29年3月22日地球温暖化対策推進本部幹事会決定）（農林水産省実施計画）が作成されたこと、また、独立行政法人等においても地球温暖化対策の率先的な取組が期待されていることを踏まえ、独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）が自ら実行する実施計画を下記のとおり定める。

記

基金は、環境保全の観点から、温室効果ガスの排出抑制を図り、併せて業務運営における経費節減を図るため、節電等に努め、目標年度である平成32年度までの期間に温室効果ガス総排出量を平成25年度比で10%以上削減することを目標として、以下の取組みを行うこととする。

第1 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として基金が行うすべての事務及び事業とする。

第2 実施計画の期間

本計画は、平成29年度から平成32年度までの期間を対象に、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第3 措置の内容

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

① 環境物品等の調達推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、ホームページで公表するとともに、調達目標について100%達成するよう努める。

② エネルギー消費効率の高い機器の導入

初期投資費用について考慮しつつ、エネルギー消費の多いOA機器等を省エネルギー型のものに切り替えるよう努める。

③ 用紙類の使用料の削減

ア コピー用紙等の用紙類の年間使用料を適切に把握管理し、削減に努める。

イ 会議用資料について可能な限り両面印刷、両面コピー、2アップ以上の印刷の徹底を図る。

ウ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書）については、情報の漏えいに留意のうえ、再使用、再生利用の徹底を図る。

エ ペーパーレスを推進するため、電子メール、LANの活用を行う。

④ 再生紙などの再生品の活用

ア 再生紙の使用

コピー用紙、封筒等の用紙類については、再生紙の使用を推進する。

イ 再生品の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進する。

(2) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

① 事務所におけるエネルギー使用量の抑制等

ア OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適正に使用する。

イ 基金内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

ウ 夏季における建物内での服装について、クールビズを励行する。また、冬季における建物内での服装について、ウォームビズを励行する。

エ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。

オ 残業のための点灯時間の短縮等のため、水曜日・金曜日及び給与支給日の定時帰宅の一層の徹底を図る。

カ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

キ 職員に対して建物内移動の際の階段利用を推奨する。

② ゴミの分別

ア びん、カン、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施する。

イ 分別回収ボックスを適切に配置する。

ウ 不要になった用紙は、クリップ、バインダーの器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 職員に対する情報提供の推進

① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取組について、情報提供を行う。

② 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移すよう努める。

(4) 実施計画の実施状況の点検

本計画の実施状況について、関係各室（部）の協力のもと、総務部総務課において点検を行い、毎年度効果を取り纏めたうえ、公表する。

独立行政法人農業者年金基金温室効果ガス削減計画

平成25年度総排出量59,830kg-CO₂を平成32年度までに10%以上削減することに向けて努める。

(基金の電気使用による温室効果ガスの排出抑制による。)